

○ 文部科学省  
厚生労働省 令第一号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十五日

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年 文部省  
厚生省 令第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定基準)</p> <p>第二条 令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院(以下「病院等」という。)を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>十一〇十三 (略)</p>	<p>(指定基準)</p> <p>第二条 令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「病院等」という。)を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>十一〇十三 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。